2　前項本文の規定にかかわらず、標準的手法採用金庫は、次の各号に掲げる金庫のいずれにも該当しない場合にあっては、カレント・エクスポージャー方式（第五十三条に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下同じ。）を用いて、派生商品取引の与信相当額を算出することができる。この場合において、当該標準的手法採用金庫は、全ての派生商品取引について、ＳＡ－ＣＣＲを用いて与信相当額を算出することができない。

一　先進的計測手法採用金庫

二　第五十二条第一項の承認を受けた金庫

3　前項の規定にかかわらず、標準的手法採用金庫は、前項各号に掲げる金庫のいずれにも該当しない場合において、直近の算出基準日においてＳＡ－ＣＣＲを用いて派生商品取引の与信相当額を算出しているときは、あらかじめ、やむを得ない理由によりその使用を継続することができない旨を金融庁長官及び厚生労働大臣に届け出たとき又は第五十二条第一項の承認を受けたときを除き、これを継続して用いるものとする。

4　前三項の規定は、長期決済期間取引（有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引（派生商品取引に該当するものを除く。）であって、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、かつ、次の各号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。）の与信相当額の算出について準用する。この場合において、標準的手法採用金庫は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

［一・二　略］

5　標準的手法採用金庫が第五十二条から第五十二条の六までに定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合には、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

6　標準的手法採用金庫は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十三条までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

［一・二　略］

7　標準的手法採用金庫は、この節における与信相当額の算出に当たっては、ＣＶＡの影響を勘案しないものとする。

8　［略］

（ＳＡ－ＣＣＲ）

第五十一条　標準的手法採用金庫がＳＡ－ＣＣＲを用いる場合には、ネッティング・セット（法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引にあっては当該取引の集合をいい、それ以外の取引にあっては個別取引をいう。以下同じ。）ごとに、次の算式により与信相当額を算出する。ただし、ネッティング・セット（法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引の集合に限る。）において、複数のマージン・アグリーメント（取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条並びに次条第五項及び第十一項において同じ。）が締結されている場合には、個々の当該マージン・アグリーメントの下にある取引の集合ごとに、与信相当額を算出するものとする。

与信相当額＝1.4×（RC＋PFE）

RCは、再構築コスト（以下この条において同じ。）

PFEは、将来の潜在的なエクスポージャー額（以下この条において同じ。）

［項を加える。］

［項を加える。］

2　前項の規定は、長期決済期間取引（有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引（派生商品取引に該当するものを除く。）であって、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、かつ、次の各号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。）の与信相当額の算出について準用する。この場合において、標準的手法採用金庫は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

［一・二　同上］

3　標準的手法採用金庫が第五十三条から第五十三条の六までに定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合には、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

4　標準的手法採用金庫は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十三条の六までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

［一・二　同上］

5　標準的手法採用金庫は、この節における与信相当額の算出に当たっては、ＣＶＡの影響を勘案してはならない。

6　［同上］

（カレント・エクスポージャー方式）

第五十一条　標準的手法採用金庫がカレント・エクスポージャー方式を用いる場合は、次項及び第三項に掲げる額を合計することにより与信相当額を算出する。

2　次の各号に掲げるいずれかの額

一　派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額。ただし、零を下回らないものとする。

二　法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については、ネット再構築コストの額とすることができる。ただし、零を下回らないものとする。

3　次の各号に掲げるいずれかの額

一　派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）を次のイの表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目（ただし、元本を複数回交換する取引については、各掛目を残存交換回数倍するものとする。）を乗じて得た額又はクレジット・デリバティブを次のロの表の上欄に掲げる取引の種類